

第18期 決算公告

2022年6月17日

広島市中区胡町1番24号
株式会社 もみじ銀行
取締役頭取 小田 宏史

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	829,668	預 金	3,221,139
現 金	28,541	当 座 預 金	177,030
預 け 金	801,126	普 通 預 金	1,753,546
コ ー ル 口 ー ン	734	貯 蓄 預 金	17,926
商 品 有 価 証 券	647	通 知 預 金	10,579
商 品 地 方 債	647	定 期 預 金	1,216,964
金 銭 の 信 託	4,894	そ の 他 の 預 金	45,091
有 価 証 券	431,830	譲 渡 性 預 金	33,400
国 債	168,364	コ ー ル マ ネ ー	6,486
地 方 債	25,163	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	48,295
社 債	80,210	借 用 金	289,806
株 式	20,529	借 入 金	289,806
そ の 他 の 証 券	137,562	外 国 為 替	26
貸 出 金	2,393,538	売 渡 外 国 為 替	7
割 引 手 形 付	9,258	未 払 外 国 為 替	18
手 形 貸 付	38,229	そ の 他 負 債	16,011
証 書 貸 付	2,131,249	未 決 済 為 替 借	221
当 座 貸 越	214,800	未 払 法 人 税 等	192
外 国 為 替	12,115	未 払 費 用	1,373
外 国 他 店 預 け	11,990	前 受 収 益	864
取 立 外 国 為 替	125	金 融 派 生 商 品	9,447
そ の 他 資 産	83,539	リ ー ス 債 務	13
未 決 済 為 替 貸	86	そ の 他 の 負 債	3,898
前 払 費 用	346	役 員 株 式 給 付 引 当 金	111
未 収 収 益	1,655	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	181
金 融 派 生 商 品	7,838	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,220
そ の 他 の 資 産	73,613	支 払 承 諾	8,882
有 形 固 定 資 産	32,695	負 債 の 部 合 計	3,628,562
建 物	4,826	(純 資 産 の 部)	
土 地	25,587	資 本 金	10,000
リ ー ス 資 産	12	資 本 剰 余 金	54,888
建 設 仮 勘 定	1	資 本 準 備 金	10,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,267	そ の 他 資 本 剰 余 金	44,888
無 形 固 定 資 産	1,912	利 益 剰 余 金	89,698
ソ フ ト ウ ェ ア	1,496	利 益 準 備 金	11,612
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	415	そ の 他 利 益 剰 余 金	78,086
前 払 年 金 費 用	8,346	繰 越 利 益 剰 余 金	78,086
繰 延 税 金 資 産	9,231	株 主 資 本 合 計	154,587
支 払 承 諾 見 返	8,882	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 10,442
貸 倒 引 当 金	△ 35,883	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,276
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,168
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 996
		純 資 産 の 部 合 計	153,590
資 産 の 部 合 計	3,782,153	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,782,153

損益計算書〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		39,218
資金運用収益	28,867	
貸出金利息	21,459	
有価証券利息配当	6,603	
コールローン利息	27	
預け金利息	772	
その他の受入利息	4	
役務取引等収益	5,933	
受入為替手数料	1,728	
その他の役務収益	4,204	
その他業務収益	2,066	
外国為替売買益	654	
国債等債券売却益	1,401	
金融派生商品収益	8	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	2,352	
債却債権取立益	5	
株式等売却益	1,560	
金銭の信託運用益	222	
その他の経常収益	563	
経常費用		47,264
資金調達費用	644	
預金利息	302	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息	26	
債券貸借取引支払利息	122	
借入金利息	10	
金利スワップ支払利息	181	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	3,782	
支払為替手数料	266	
その他の役務費用	3,515	
その他業務費用	13,614	
商品有価証券売買損	4	
国債等債券売却損	8,292	
国債等債券償還損	4,963	
その他の業務費用	354	
営業経常費用	16,007	
その他の経常費用	13,216	
貸倒引当金繰入額	9,750	
株式等売却損	2,788	
株式等償却	0	
その他の経常費用	676	
経常損失(△)		△8,046
特別利益		5,662
固定資産処分益	44	
退職給付信託返還	5,617	
特別損失		2,390
固定資産処分損失	126	
減損	1,909	
退職給付制度改定	354	
税引前当期純損失(△)		△4,774
法人税、住民税及び事業税	△1,008	
法人税等調整額	2,804	
法人税等合計		1,796
当期純損失(△)		△6,571

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の未収配当金の計上基準
市場価格のある株式に係る、その他利益剰余金の処分による株式配当金（但し、配当財産が金銭の場合のみ。）は、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。
2. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券は時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を除く。為替変動による評価差額は、その他業務収益又はその他業務費用に含まれる外国為替売買損益に含む。）については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託における信託財産の評価は、時価法によって行っております。
5. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15年～50年
その他 5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、正常先債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、要注意先債権は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に、今後予想される業績悪化の状況を勘案した将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
なお、経営改善計画を策定している要注意先で、特に信用リスクが大きく、債権額及び償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。）により計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び自己査定実施部署が資産査定を実施しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2006年度の間会計期間までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし

て債権額から直接減額していましたが、株式会社山口フィナンシャルグループ設立に伴うグループ内の基準統一により、2006年度の下半期以後、直接減額を行っていません。当事業年度末における2006年度の間会計期間末までに当該直接減額した額の残高は3,110百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規定に基づく取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社山口フィナンシャルグループ株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 投資信託解約損益の計上基準

投資信託の解約に係る処理は、取引毎に発生した解約損・解約益を相殺せず、解約損の金額は「国債等債券償還損」へ、解約益の金額は「有価証券利息配当金」へそれぞれ計上しております。

10. 収益の計上方法

収益の計上方法は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

11. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

12. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

13. 連結納税制度の適用

当行は、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

（貸倒引当金）

（1）当事業年度に係る計算書類に計上した金額

当事業年度末における当行の貸出金合計額は2,393,538百万円であり、これに対応する貸倒引当金の金額は35,445百万円であります。このうち、経営改善支援取り組み先に対する貸出金合計額は47,605百万円であり、これに対応する貸倒引当金の金額は13,336百万円であります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸出金を含むすべての債権を、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び自己査定実施部署が資産査定を実施しております。資産査定においては、債務者の信用リスクの状況に応じて、財務内容を始めとする定量的な情報に加え、将来予測情報を含む定性的要因も勘案した上で債務者区分を判定しております。また、合理的で実現可能性が高い経営改善計画が策定されている等、一定の条件を充足する場合においては、その内容も加味して債務者区分の判定を実施しております。

貸倒引当金の計上につきましては、「重要な会計方針」の「8. 引当金の計上基準」「（1）貸倒引当金」に記載の

とおりであります。

②主要な仮定

当行の主たる営業基盤となっている広島県においては、人口減少や少子高齢化、事業の後継者不足等の課題を抱えていることに加え、足許では新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、企業収益の低下や個人消費の減少等、先行きの不透明な状況に直面しております。

当行は、これらの状況に対処するべく、地方創生や地域経済活性化を実現するための施策の一環として、事業性評価活動を実践しており、中でも経営改善支援が必要と判断した債務者を「経営改善支援取組み先」として指定し、支援に注力しております。

経営改善支援取組み先に対する債務者区分の判定は、当該支援を前提とした経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断といった将来予測情報に対する見積り等に基づき実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による与信費用への影響は、足許では積極的な資金支援等により低水準に抑えられておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により不確実性が高まっている業種に対しては、今後予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金を追加計上しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

実際の貸倒れが損失見込額を上回り、貸倒引当金が不十分となることや、経済情勢全般の悪化、担保価値の下落、その他予期せざる事由により、設定した基準及び損失見込額を変更する必要が生じ、貸倒引当金の積み増しをすることで、経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

また今後、新型コロナウイルス感染症拡大が一層長期化、または一層進行する場合等において、さらに経営環境が悪化した場合には、翌事業年度における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。「収益認識会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当該適用による計算書類に与える影響額については、軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。これに伴い、非上場のデリバティブ取引の時価評価について、自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映するよう見直しをしております。当該見直しにあたって、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に伴い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。なお、本対応による計算書類に与える影響額については、軽微であります。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、上場株式の当事業年度末における貸借対照表価額の算定基準を、期末前1カ月の市場価格の平均から、期末日の市場価格に変更いたしました。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の計上基準)

当行では、事業性評価を通じて、取引先の中長期的な成長に繋がる事業計画等の策定・実行支援を行ってまいりましたが、財務内容が芳しくなく、経営改善計画を策定している要注意先については、その他の要注意先と比べ貸倒実績率等に差が生じており、リスク特性が異なるポートフォリオであることが確認できましたので、予想損失額をより精緻化するための手法及び体制の検討を進めてまいりました。

その結果、当該ポートフォリオに対する予想損失額の精緻化を図るための体制を構築できたことから、当該債務者のうち債権額及び債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者については、当事業年度よりDCF法へ変更しております。

この変更により、貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金はそれぞれ228百万円増加したことに伴い、経常損失及び税金等調整前当期純損失もそれぞれ同額増加しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針

第28号(2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,256百万円
危険債権額	36,100百万円
三月以上延滞債権額	138百万円
貸出条件緩和債権額	1,163百万円
合計額	52,657百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に付した債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,258百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	21百万円
有価証券	130,508百万円
貸出金	284,735百万円

担保資産に対応する債務

預金	13,159百万円
債券貸借取引受入担保金	48,295百万円
借入金	281,500百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	1,982百万円
------	----------

また、その他の資産には、保証金、公金事務取扱担保金、金融商品等差入担保金及び為替決済差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	1,325百万円
公金事務取扱担保金	17百万円
金融商品等差入担保金	2,009百万円
為替決済差入担保金	25,000百万円

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、254,548百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが218,787百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,042百万円
6. 有形固定資産の減価償却累計額 20,453百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,808百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,827百万円であります。
9. 関連会社に対する金銭債権総額 2,152百万円
10. 関連会社に対する金銭債務総額 881百万円
11. 単体自己資本比率（国内基準） 10.13%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による費用
その他取引に係る費用 7,749百万円
2. 当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
広島県内	営業用・共用資産・福利厚生施設	土地・建物	1,254百万円
山口県内	営業用	土地・建物	631百万円
岡山県内	福利厚生施設	土地・建物	23百万円
合計			1,909百万円

当行は、営業用資産については管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については原則として各資産単位でグルーピングを行っております。また、本店、研修所、社宅・寮等については、当行全体に関連する資産であるため共用資産としております。

移転や廃止の決定とした上記の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計額1,909百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地1,638百万円、建物（処分費用を含む）271百万円であります。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、処分見込価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との間の取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有 （被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社	株式会社山口 フィナンシャル グループ	被所有 直接100.00%	経営管理 （注1） 資産の賃借 役員の兼務 出向者受入	システム利 用料の支払 （注2）	247	前払費用	300
				出向者人件 費の支払 （注3）	7,502	未払費用	822

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）経営管理は無償であり、手数料は支払っておりません。

（注2）当行が使用している有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費と、それに付随する保守費相当額を支払っております。

（注3）出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社 山口銀行	—	営業取引 役員の兼務	資金の調達 (注1)	(平均残高) 424	—	—
	株式会社 北九州銀行	—	営業取引 役員の兼務	資金の運用 (注1)	(平均残高) 11,419	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

(3) 従業員のための企業年金等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
企業年金	退職給付 信託	—	—	—	—	退職給付 会計上の 年金資産	資産の 一部返還	17,208	—	—

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、銀行業務を中心として、証券業務、クレジットカード業務など、地域密着型の総合金融サービスを展開する山口フィナンシャルグループに属しております。このため、グループとして、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどさまざまなリスクを抱えており、これらのリスクは、経済・社会・金融環境などの変化により、多様化・複雑化しております。こうした状況を踏まえ、グループとして、リスク管理体制の強化を重要課題の一つとして捉え、グループ共通の「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にするとともに、経営の健全性の維持・向上に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主としてお取引先に対する貸出金であり、お取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託などであり、売買目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、預金、譲渡性預金を中心として、コールマネーなど市場からの調達も行っておりますが、必要な資金が確保できなくなるなどの流動性リスクのほか、金融経済環境の変化等に伴う金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、資産・負債に内在する市場リスクのヘッジ手段、及びお客様のニーズに応じた商品提供手段等として位置付けております。金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は、長期にわたり金利が固定される貸出金・預金や有価証券等に対して、将来の金利変動や価格変動が収益等に及ぼす影響を限定するためのヘッジを主目的として利用しております。また、通貨関連デリバティブ取引については、将来の為替変動に伴う収益変動等の回避、外貨資金の安定調達、及びお客様への商品提供を主目的として利用しております。なお、相場変動による収益獲得を目的とした取引については、リスクリミット及び損失限度額などの厳格な基準を定め、限定的な取扱いを行っております。

金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は金利や価格の変動を、また通貨関連デリバティブ取引は為替の変動を市場リスク要因として有しております。また、取引所取引以外の取引は、取引相手の財務状況の悪化等により契約不履行による損失が発生する信用リスク要因を有しております。

ヘッジ会計の利用にあたっては、事前に定められた適用要件を満たしていることを確認したうえで、繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ手法については、主に同種類のリスクを持つ資産を特定したうえで、包括ヘッジや個別ヘッジを行っております。また、一部の取引については金利スワップの特例処理を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用格付制度の適切な運用により、お取引先の実態把握や正確な信用リスク評価に努めており、お取引先の決算期や信用状態の変化時に適時適切に格付の見直しを行うことで信用力評価の精度を高めております。

自己査定については、グループの統一基準に基づいて厳格に行い、自己査定結果に基づく償却・引当も適正

に実施して、その妥当性については、検証部署による内容の検証、独立性を堅持した監査部署による内部監査を行っております。

また、個別案件審査においては、地区別審査を基本とする体制により地域特性や業種特性などを勘案したきめ細やかな審査を行うとともに、ポートフォリオ管理面でも、信用リスク計量化に基づく、格付別、業種別、地区別といったリスク管理の高度化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する管理プロセスを構築し、内在する市場リスクを特定するとともに、定量的な測定を実施しております。そのうえで、市場リスクを許容水準にコントロールするために、ALM（資産・負債総合管理）体制を導入、グループALM委員会を定期的に開催し状況に応じた対応を図っております。

また、市場リスクの状況については、定期的な評価を行い、リスク・コントロールの適切性などについて、検証を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

預金による資金調達が大半を占めており、安定した調達基盤のもと、緻密な予測に基づいた資金管理を行い、主として金融市場での資金コントロールにより資金繰りを行っております。

資金繰り管理においては、流動性リスクを抑制し、安定性を確保するとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど流動性リスク管理には万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、現金預け金、コールローン、外国為替（資産・負債）、コールマネー、債券貸借取引受入担保金等の、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの及び重要性の乏しいものは、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
その他有価証券	427,400	427,400	—
(2) 貸出金	2,393,538		
貸倒引当金(*1)	△35,445		
	2,358,092	2,376,226	18,133
資産計	2,785,493	2,803,626	18,133
(1) 預金	3,221,139	3,221,175	36
(2) 譲渡性預金	33,400	33,400	0
(3) 借入金	289,806	289,806	△0
負債計	3,544,345	3,544,381	36
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,047)	(1,047)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(561)	(561)	—
デリバティブ取引計	(1,608)	(1,608)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価額によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（株式指数先物）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	2,182
組合出資金 (*3)	2,247

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	9,074	6,904	2,169
	債券	29,373	29,275	97
	国債	1,920	1,910	9
	地方債	1,780	1,780	0
	社債	25,672	25,584	87
	その他	11,557	11,028	529
	小計	50,005	47,208	2,796
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	9,273	11,850	△2,577
	債券	244,365	251,273	△6,907
	国債	166,443	172,933	△6,490
	地方債	23,383	23,560	△176
	社債	54,538	54,779	△240
	その他	123,757	132,222	△8,465
	小計	377,395	395,346	△17,950
合計		427,400	442,554	△15,154

(注) 市場価格のない株式及び組合出資金は上表には含まれておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,098	110	814
債券	272,363	531	3,354
国債	211,239	337	3,354
地方債	18,294	134	—
社債	42,829	58	—
その他	265,320	2,319	6,911
合計	540,782	2,961	11,080

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付等)、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金 銭の信託	4,894	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	11,030 百万円
その他有価証券評価差額金	4,693
減損損失	477
税務上の繰越欠損金	429
有価証券有税償却	226
減価償却費	187
その他	1,263
繰延税金資産小計	18,307
評価性引当額	△4,850
繰延税金資産合計	13,457
繰延税金負債	
退職給付信託返還益	1,781
退職給付引当金	1,288
繰延ヘッジ利益	558
退職給付信託設定益	530
その他	66
繰延税金負債合計	4,225
繰延税金資産の純額	9,231 百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当事業年度
役務取引等収益	5,354
預金・貸出業務	1,761
為替業務	1,731
証券関連業務	802
代理業務	91
保護預り・貸金庫業務	62
その他の業務	904
その他経常収益	103
顧客との契約から生じる経常収益	5,458
上記以外の経常収益	33,760
外部顧客に対する経常収益	39,218

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「10. 収益の計上方法」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当行の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益については、軽微であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれる重要な金融要素はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額 352円57銭

1株当たりの当期純損失金額 15円08銭